

東京弁護士会市民会議

～第3回会議から～

2004年12月1日に第3回市民会議が行なわれ、7名の委員全員が出席した。今回は「弁護士報酬問題」及び「日本司法支援センター」をテーマに議論した。

東京弁護士会市民会議委員

阿部 一正（新日本製鐵株式会社知的財産部長）
岡田ヒロミ（消費生活専門相談員）
紙谷 雅子（学習院大学法学部教授）＊議長
草野 忠義（日本労働組合総連合会事務局長）
長友 貴樹（調布市長）
濱野 亮（立教大学法学部教授）＊副議長
藤森 研（朝日新聞社編集委員）

※50音順／敬称略

1. 弁護士報酬問題について

阿部委員



弁護士報酬の態様はいろいろあります。まず、海外の弁護士について。昭和50年代の終わりごろから、海外との間でいろいろ紛争が起きるようになり、海外の弁護士に依頼することが多くなった。弁護士にはランクがあり、1時間〇〇ドルで、我々が依頼した事件に対してどれだけ時間を費やしたかということで報酬が請求される。こちらがチェックシートを弁護士に送って、どの弁護士が何時間働いたのかというのを書き込んでもらい、こちらで再確認するという作業をしている。次に国内の弁護士ですが、相当長くかかりそうな公害訴訟を依頼する場合、報酬規程に基づいてやり切れないところが多い。事務所の弁護士を総動員して、準備書面の作成や各共同不法行為の相被告10社ぐらいと常に打合せをしながら進めるとなると、仕事の内容よりも時間が拘束されることによる負担が感じられるようになったようだ。そうすると、報酬規程ではなくて、1年間いくらかという、給料の一部のような支払方法に変わってきている。現在では、リテナー・フィーというか、嘱託社員ということで給料を払っていることが多い。どのような支払方法が一番合理的なのかどうかということが問題だろうが、時代とともに、労働の対価、拘束時間に比例したようなものの考え方に変わってきている。

岡田委員



消費者としては「弁護士は高い」という感覚であり、報酬規程の問題云々ではない。弁護士費用というものは市民にとって

非常にわかりにくいものである。トラブルを解決するための対価、勝つためではなくて白黒ははっきりさせるための対価、それが弁護士費用だという感覚が全然ない。まず市民、消費者に対して、弁護士費用とはこういうものだとして理解させなければいけない。また、弁護士は契約書を作成するという仕事に従事しているが、紺屋の白袴というか、しっかりとした契約書が出されていない、説明があまりされていないと感じることが多い。また、調停、その後に裁判となったときに、その都度お金を請求されると、消費者は、一体全体幾ら払えばいいのかと不安になる。例えば100万円の範囲でやってくれという消費者はいるだろうし、場合によっては100万円の範囲で少々譲歩しても解決したいなど考えると思う。また、最近では、不当請求やレンタルビデオの延滞金の請求のような、内容証明の書式が決まっている事案では、1～2万円ぐらいでやってくれる弁護士もあり、請求額よりも低廉な金額で解決したということで大変喜んだという報告もある。不当請求のような簡単な事案については、報酬も定型化すべきではないか。

草野委員



ロースクールも設置され、これから法曹の人数もどんどん増えていく。市民が裁判なり法律にもっと関与するような社会をつくり出していこうとするにもかかわらず、報酬を自由化することは、こうした時代の流れに逆行しているのではないか。内容証明だったら大体幾らというように、ある程度類型化されたものや報酬の目安があって、市民が弁護士報酬について理解できるようなPR活動にもっと力を入れていく必要があると思う。市民にとって、自分の場合はここにあたるのかなというような、

少なくとも手がかりぐらいはわかるようにしてほしい。また、非常に高い報酬を取った弁護士が除名処分になったという記事を目にしたが、こうした弁護士会の処分は市民の皆さんに安心感を与えるという意味では非常にいいことだし、情報公開をしっかり行なっていくというのは非常に重要だと思う。

長友 委員



地方自治体の立場としては、公的な使命を帯びた業務であるため、弁護士に非常に割の合わない仕事をお願いしている。にもかかわらず、この経済状況下で弁護士に支払う報酬額を据置きしている。こうした状況では、とりたてて報酬の額に不満を持っているということはなく、むしろ、今のところは弁護士から本当に広範な理解を得て協力してもらっている。ただ、報酬の自由化によって、今後どうなっていくのか。非常に困難な案件が多く出てくる場合もあるので、その場合には弁護士と協議をしていきたい。また、市民が今回の弁護士報酬の自由化の流れをどう受け取るかということについては、市民法律相談担当者とも話をしたが、市民にとっては見積書、説明責任、契約書等がより明確になることは多少の安心感を生んでいくという側面が強調されれば、それなりに評価できるのではないかと考えている。

藤森 委員



報酬の決め方について、やはり予測不能というのは我々依頼者をものすごくビビらせてしまう。従来の日弁連の規程は下限のみだった点に、ある種の姿勢がにじんでしまっていた。全体としては自由化方向がいいとは思いますが、事前にわかる目安は必要だ。水準が適正妥当かどうかという問題もある。依頼者の立場からすれば、我々が普通にぶつかりそうな訴訟事件では、成功した場合は大体2〜3割までは妥当だと納得するのではないかと。また、簡単な内容証明を書いてもらうといった定型の場合は安くやってもらうことも必要だと思う。一方で、当然、弁護士の生活というものを考えないといけない。まれに、非常に高額を得ている弁護士もいて、それがイメージをつくっている面もある。それらは、市場の

中である程度相場形成されていくことで是正されていくしかないのだろう。

濱野 副議長



公取委の考え方は、新自由主義的な理論を全面的に追求している部分が大きく、具体的な現実には余り十分に配慮していないと思う。企業法務では、企業側にはある程度弁護士を選択する能力、情報力の点でバーゲニングパワーがあるため、報酬の自由化が望ましい面がある。報酬の自由化は、経済界の考えが強く反映されているのではないかと。一方、一般市民や労働者は、一体この弁護士の能力はどのぐらいか、見積りの価格が適正なのかはわからないから、報酬の自由化はマイナス面もあるのではないかと。弁護士が見積書を作るとしても、果たして一般市民が複数の弁護士に合い見積りまで取るかどうかは疑問がある。そうになると、市場メカニズムは一般市民にとってはかなりマイナスに働く可能性もあるのではないかと。クライアントや事件類型によって違う点を踏まえつつ、基本的には目安は必要であるという方向で考えていくべきだと思う。

紙谷 議長



市場原理は対等な交渉力、情報収集能力、判断力がある人を前提としているので、そうではないときにどのようなサポートの方法があるのか。あるいは同じレベルになるためには何が必要なのか、という観点から見ていく必要がある。そのためには、まず最初に「私はこういうことをこのぐらいの値段で普通はいたします」という弁護士からの情報提供があって、具体的な事件を知った段階で「この事件ではこのぐらいだと思います」と見積りが出てきて、依頼者も「私はこの事件ではこのぐらいまで払うつもりがあります」という意思表示をするといった、やりとり・対話があって初めて委任契約の締結が可能になる。そういう意味では弁護士と依頼者の両方の教育が非常に必要である。なお、これは民事事件の場合であって、刑事事件の場合には、このような公取委の市場原理の構想は違うのではないかと考える。

2. 日本司法支援センター について

紙谷 議長

それぞれの地域の関与は重要であるということで準備が進んでいるにもかかわらず、地方公共団体の関与があまりないのではないかと。また、十分に情報が行き渡っていないのではないかと。もっと地方にしっかりと根差したような形でないと機能しないものが、地方の関与がないまま中央で統括されるのではないかと気がする。また、普通の人の生活に影響が非常に大きいにもかかわらず、ほとんど知られていないことが重大である。また、窓口の質が一番重要になってくると思うが、窓口にはどういう人たちを想定しているのか、訓練はどうするのか。かなり質の高い、正直言って弁護士がかかわったりしないとできないのではないかと。また、例えば、県庁所在地に1つ窓口をつくるのではアクセスポイントを増やしたことはないと思う。全体として本当に動いていくのだろうかという疑問が多くある仕組みなので、是非今後ともこの話題を取り上げていきたい。

濱野 副議長

イギリスには民事のみを対象としているコミュニティー・リーガルサービスという制度がある。日本司法

支援センターは、この制度と似ているが、刑事と民事を合わせた1つのシステムにしているところに特徴がある。財政も拡充し、ネットワークもきちんと整備されて、民事・刑事双方がうまく機能していけば、世界的に見ても非常に素晴らしいシステムになっていく可能性はある。司法制度改革を定着させていく、日本の社会に法の支配を根付かせていく上で非常に重要である。しかし、一方で、財政面の手当てや情報ネットワーク、たらい回しをしない連携関係の構築が不可欠である。また、今まで考えられなかったスタッフ弁護士制を導入することは非常に素晴らしいが、同時に独立性や人材確保の問題もあるので、相当真剣に取り組まなければならない。

長友 委員

日本司法支援センターが独立行政法人であるということは、独立行政法人と国の官庁とのかかわりは不可分なものであるが、司法・弁護士の独立性や自治はどう担保されるのか。司法・弁護士とのかかわりで独立行政法人形式というのが本当になじむのか。素朴な疑問が解けないというのが率直なところである。

※日本司法支援センターについては、次回も議題に取り上げることになった。